

2026年4月10日現在

商品名	ながさき建築名人						
ご利用いただける方	<p>次の条件をすべて満たされる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ■お申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下（11疾病団信の場合は満50歳以下）で、完済時の年齢が満81歳以下（11疾病団信は満84歳以下）の方 ■年収・勤続年数等が下記基準を満たす方 <table border="1" data-bbox="414 443 1471 689"> <tr> <td data-bbox="414 443 662 499">給与所得者の方</td> <td data-bbox="662 443 1471 499">勤続1年以上、前年度税込年収200万円以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 499 662 611">会社代表者の方</td> <td data-bbox="662 499 1471 611">勤続2年以上、前年度税込年収200万円以上 （法人の直近の決算が2期連続黒字で繰越損失がなく、かつ債務超過でないことが条件となります。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 611 662 689">個人事業主の方</td> <td data-bbox="662 611 1471 689">営業2年以上、直近2年間の平均所得200万円以上 （過去2年間、税金の滞納や延滞がないことが必要です。）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ■団体信用生命保険への加入が認められる方 ■お取扱店のお近くにお住まい、またはお勤めの方 ※現住所が当行の営業エリア内にあることが条件となります。 ■保証会社の保証が受けられる方 	給与所得者の方	勤続1年以上、前年度税込年収200万円以上	会社代表者の方	勤続2年以上、前年度税込年収200万円以上 （法人の直近の決算が2期連続黒字で繰越損失がなく、かつ債務超過でないことが条件となります。）	個人事業主の方	営業2年以上、直近2年間の平均所得200万円以上 （過去2年間、税金の滞納や延滞がないことが必要です。）
給与所得者の方	勤続1年以上、前年度税込年収200万円以上						
会社代表者の方	勤続2年以上、前年度税込年収200万円以上 （法人の直近の決算が2期連続黒字で繰越損失がなく、かつ債務超過でないことが条件となります。）						
個人事業主の方	営業2年以上、直近2年間の平均所得200万円以上 （過去2年間、税金の滞納や延滞がないことが必要です。）						
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ■お申込人またはご家族がお住まいになる住宅・マンションの建築・購入資金 ■住宅用地の購入資金（ただし、1年以内にご自宅を建築されることが条件となります。） ■リフォーム資金（中古住宅購入にあわせてリフォーム資金もお申込みいただけます。） ■建替の場合の既存債務の借換資金 ■住宅取得にかかる付帯費用および諸費用（保証料・火災保険料・登記費用等） <p>※上記お使いみちの対象となる土地・建物については、お申込人が所有されることが条件となります。</p>						
お申込金額	<ul style="list-style-type: none"> ■50万円以上1億円以下（1万円単位） <p>※融資金額は、住宅取得に係る所要資金の範囲内で、本体価格（土地+建物）の200%までお申しいただけます。</p>						
ご返済期間	<ul style="list-style-type: none"> ■1年以上50年以内（1年単位） <p>※お借換の場合、当初購入から50年を超えない期間となります。</p> <p>※銀行および保証会社の審査の結果、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。</p>						
お借入利率	<p>以下のいずれかをご選択いただきます。（ご返済の途中に変更はできません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■金利選択型 固定金利特約（3年・5年・10年・15年・20年）を結ぶことによって、特約にて定めた期間（特約期間）の金利を固定することができます。特約期間終了後は変動金利になりますが、再度固定金利特約を結ぶことも可能です。 （固定特約期間中は変動金利等への金利の変更はできません。） ■変動金利型 当行が独自に決定する「住宅ローン変動金利」を基準金利として、この変動幅に連動します。 【変動金利期間中の金利見直しについて】 <ul style="list-style-type: none"> ・年2回の金利見直しルール お借入後の利率は基準利率の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。お借入後の利率変更の基準日は毎年4月1日と10月1日の2回となり、基準日以降最初に到来する6月と12月の約定返済日の翌日から適用されます。 ・5年毎の返済額見直しルール 返済額の見直しは5年毎に行い、この間に金利が変更になった場合は返済額のうち元金部分の金額を増減させることで調整します。ただし、返済額の急激な上昇を防ぐため、変更後の返済額は変更前の1.25倍を上限とさせていただきます。 ※固定金利と変動金利を組み合わせた「ミックス型金利」もごございます。詳細については、窓口にお問合わせいただくか、ローン専用サイト「296919.jp」にてご確認ください。 						

	※現在の金利については、窓口にお問合せいただくか、ローン専用サイト「296919.jp」にてご確認ください。
担保	■土地・建物に対して、保証会社が第1順位の抵当権を設定させていただきます。 ※抵当権設定費用は別途ご負担いただきます。
保証人	■原則として不要 ※ただし、土地・建物に持分のある方、収入合算をされる方には連帯保証人となっていただきます。また、保証会社が条件とした場合も連帯保証人が必要です。
保証会社	■西日本信用保証株式会社・九州総合信用株式会社のいずれか
保証料	■お借入時に保証会社所定の保証料が必要です。 (例) お借入金額 1,000 万円・ご返済期間 20 年の場合：118,480 円～444,300 円
ご返済方法	■元均等毎月返済（6 ヶ月毎の増額返済もご利用いただけます。）
保険	■団体信用生命保険 当行の指定する保険会社の団体信用生命保険にご加入いただきます。保険料は長崎銀行が負担します。 ■火災保険 建物に対する建物評価相当額の長期火災保険に融資期間以上加入していただきます。 ■債務返済支援保険 ※病気やケガによる入院などの際に毎回の返済相当額を保障するもので、ご加入は任意となります。保険料はお客さまのご負担となり、ローン基準金利に保証料率分を上乗せしてご返済金と合わせて口座からのお引き落としとなります。 ※保険料率については、窓口にお問い合わせ下さい。
手数料	■事務取扱手数料・・・55,000 円（消費税込） ※ご返済期間中に返済条件を変更される際には、別途手数料が必要です。
正式なお申込み時にご用意いただくもの	■通帳・お届け印・実印（通帳をお持ちでない方は、新規に作成していただきます。） ■ご本人を確認できる資料 (原則、運転免許証または個人番号カード) ※いずれもお持ちでないお客さまは窓口までご相談ください。 ※その他の資料をご用意いただく場合もございますのであらかじめご了承ください。 ■自己資金を確認できる資料（通帳の写し等）（自己資金をご用意される場合） ■売買契約書または工事請負契約書 ■建築確認通知書 ■重要事項説明書 ■建物平面図（マンションの場合は間取図） ■長期優良住宅の認定通知書 ※長期優良住宅の新築・購入に対して住宅ローンを 35 年超 40 年以内でお申込みいただく場合 ■収入を確認できる資料（所得証明書・源泉徴収票・住民税課税決定通知書のいずれか） ※会社代表者の方は所得証明書または住民税課税決定通知書、および経営する法人の直近 2 期分の決算報告書が必要です。 ※個人事業者の方は税務署発行の納税証明書 2 年分（その 1・その 2）が必要です。 ■住民票（ご家族全員の記載のある、発行日より 3 ヶ月以内のもの） ■担保にご提供いただく土地・建物の不動産登記簿謄本（発行日より 3 ヶ月以内のもの） ■字図・前面道路の要約書 ※その他の資料をご用意いただく場合もございますのであらかじめご了承ください。